

## つながるスティック利用規約

この利用規約は、九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 ケーブルステーション福岡（以下「CSF」といいます。）が提供する「つながるスティック利用規約」の内容を定義するものとします。

### 第 1 条（目的）

CSF は、つながるスティック利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりつながるスティックサービス及びこれに付随するサービス（以下 個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。CSF がホームページその他の手段により通知する事項も、この規約の一部を構成するものとします。

### 第 2 条（本規約）

- 1) 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、CSF が定める各種の規約、注意事項、ガイドライン等（CSF が随時契約者等に行う通知を含みます。以下総称して「本規約等」といいます。）が適用されます。
- 2) CSF は民法第 548 条の 4 の規定により、本規約の全部又は一部を変更できるものとします。この場合には、本サービスの内容及び利用料金その他提供条件は変更後の本規約等によります。
- 3) 本規約等の変更その他本サービスに関する重要事項等の契約者等への通知は、CSF 所定のホームページに掲載する方法により行われるものとします。ただし、本規約の変更については、予め変更後の本規約の内容及び変更の効力発生時期を当該ホームページにおいて周知した上で、当該効力発生時期が到来した時にその効力を生じるものとします。
- 4) 本規約が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第 3 条（用語の定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
つながるスティックサービスデバイス（以下「本サービスデバイス」といいます。）	契約者が所有のテレビ機器類の HDMI 端子等に接続する当社所定の機器で、インターネット回線を使用することで本サービスがご利用になれます。
本サービス	CSF が提供するつながるスティックサービスで、本サービスデバイスの貸出を受けられるサービスの総称
本サービス利用契約	本サービスの全部又は一部の利用に係る契約

申込者	第4条第2項の定めに従い、本サービスを申し込む者
契約者	本サービス利用申込を CSF との間で締結する者
契約者等	契約者及び利用者の総称
反社会的勢力	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう、政治活動標ぼう、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者の総称
本料金	本サービスの利用の対価
課金開始月	本サービスの利用料金の課金を開始する月
基本サービス	CSF の有料テレビ・インターネット等のサービス契約
地域	CSF が定める地域(CSF 基本サービス提供不可地域など)
契約者	CSF 本サービス契約者

#### 第4条(利用申込)

1) 本サービスの申し込みは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、

1. CSF 地域の居住者

2) 申込者は、CSF 所定の手続きに従って本サービスの申込(以下「利用申込」といいます。)を行うものとします。

3) 申込者が次の各号のいずれかに該当すると CSF が判断した場合、利用申込を受け付けない場合があります。

1. 利用申込に係る申告内容その他の申込者が CSF に提供した情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれがあるとき。

2. 申込者が、CSF の提供するサービス(本サービスを含みますが、これに限られません。以下本項において同じです。)の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき又は現に受けているとき若しくはそのおそれのあるとき。

3. 申込者が、CSF の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき又は現に行っているとき。

4. 申込者が、CSF の提供するサービスの利用に係る料金を CSF 所定の期日までに支払わなかったとき又はそのおそれのあるとき。

5. CSF が申込者に対して本サービスを提供することにより、CSF の業務遂行上支障が生じるとき。
6. その他 CSF が申込者との間で本サービス利用契約を締結することを不適切と判断したとき。

#### 第5条（届出事項の変更）

- 1) 契約者は、利用申込にかかる申告内容その他の申込者が CSF に提供した情報（契約者等の氏名、住所、連絡先電話番号等を含みますが、これらに限られません。）に変更が生じた場合、CSF 所定の方法により、速やかにその旨を届け出るものとします。
- 2) 契約者が前項に基づく届出を怠ったことにより契約者等が不測の不利益を被ったとしても、CSF はその責任を一切負いません。また、契約者が前項に基づく届け出を怠ったことにより CSF が契約者等に発送した通知が到達せず又は延着した場合、当該通知は通常到達すべき時に契約者等に到達したものとみなします。

#### 第6条（端末設備の提供）

- 1) 本サービスの利用契約が成立した場合、本サービスのデバイスは、ショールームでの受け渡し、訪問による手渡し、または契約者の住所への送付により提供されます。
- 2) 契約者は、本サービスの正常な利用のため、善良なる管理者の注意をもって提供された本サービスデバイスを取り扱い、CSF の承諾なしに移動等はできないものとします。
- 3) 契約者は、本サービスの正常な利用のため、本サービスデバイスを CSF が定める利用方法に従って自ら利用するものとします。
- 4) 本サービスデバイスに故障、滅失、毀損等（以下総称して「故障等」といいます。）が生じた場合、契約者は、本サービスの正常な利用のため、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
- 5) 契約者の故意または過失により本サービスデバイスの破損紛失等の場合には、その実費相当分を CSF に支払うものとします。
- 6) 本サービスデバイスの故障対応  
契約者の責に帰さない事由により本サービスデバイスの故障等が発生し、当社がこれを認めた場合、CSF は当該デバイスが無償で交換します。その際、契約者は故障したデバイスを CSF の指定する方法で返却するものとします。なお、契約者が返却を行わない場合、CSF は契約者に対し、当該デバイスの実費相当額を請求するものとします。

#### 第7条（利用中止）

- 1) CSF は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。
  1. 本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備について 保

守又は工事を行う必要があるとき。

2. 自然災害、テロ行為、停電その他の不可抗力が生じたとき。
  3. ネットワーク障害など、本サービスの提供を不能又は著しく困難にする事由が生じたとき。
  4. その他 CSF が合理的な理由により、本サービスの提供を中止する必要があると判断したとき。
- 2) CSF は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、所定のホームページに掲載する等の方法により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は事後速やかに周知を行います。

#### 第8条（利用停止）

CSF は、次の場合には、本サービスの利用を停止することがあります。なお、利用停止期間中の本料金についても、契約者はこれを支払うものとします。

- 1) 契約者等が過去に若しくは現に本規約等に違反し、又は第4条第3項各号のいずれかに該当したと CSF が判断したとき。
- 2) 契約者等が本料金その他の本規約等に基づく金銭債務を、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 3) 契約者等が CSF の提供するサービスの利用に係る料金その他の CSF に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

#### 第9条（本料金）

本料金は、以下のとおりとします。

##### 利用料金

名称	料金	備考
基本利用料	月額 770 円 (税抜 700 円)	1 契約当たりの料金
サービスデバイス		1 台ごとに所定の基本利用料が発生し、当該利用料には機器代金が含まれます。契約解除時には、利用者はデバイスを返却するものとします。なお、返却が確認できない場合、利用者はデバイスの所定料金を一括で支払うものとします。
初期費用（事務手数料）	初回のみ 1,100 円	契約者は、契約住所ごとに

	(税抜 1,000 円)	初回のみ所定の手数料をお支払いいただきます。 なお、本請求に関する免責事項は、当社の既存の規定および方針に準拠します。
--	--------------	--

#### 第 10 条 (請求と支払など)

契約者は、各月の本サービスの料金を CSF が指定する期日までに、CSF 所定の方法より、支払うものとします。

- 1) CSF 基本サービス契約者は CSF 基本サービスと同じ方法でお支払いいただきます。
- 2) 本サービスの利用開始日は、第 6 条第 1 項に基づき、CSF が本サービスデバイスを契約者に引き渡した日、または郵送の場合は郵送した 3 日後とします。ただし、CSF 契約者が訪問設定を希望し、当社がこれを承諾した場合、課金開始日は訪問設定日が属する月の翌月 1 日からとなります。
- 3) 利用料金の請求開始は本サービス利用開始日の属する月の翌月から (以下「課金開始月」といいます。) となり、請求終了は本サービス利用終了日の月末となります。
- 4) 本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、その利用の有無にかかわらず、本料金を支払うものとします。
- 5) CSF は、本サービス利用契約の終了日が暦月の中途であっても、当該暦月にかかる利用料金について日割り計算を行わないものとします。
- 6) 前 5 項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が利用開始日の属する月に終了した場合、契約者は、第 9 条により定める金額を期日までに一括して支払うものとします。

#### 第 11 条 (延滞利息)

契約者が料金その他の債務 (延滞利息を除く) を支払期日までに支払わなかった場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に応じて、年 14.5% の割合で計算した延滞利息を、CSF が別途定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いが完了した場合は、延滞利息は発生しません。

#### 第 12 条 (契約期間)

本サービスの契約期間は金開始月より契約者から契約解除の通知があるまで、自動的に継続されるものとします。

- 1) 契約者は、前項の本サービスの契約解除があった場合は、CSF が定める期日までに、第 9 条により定める金額を一括して支払っていただきます。ただし、第 15 条の規定により本サービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

### 第13条（本サービス等の変更及び提供終了）

- 1) CSF は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難であると認める場合、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 2) 前項の規定により CSF が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供終了に伴い本サービス利用契約を解除する場合には、所定のホームページに掲載する等の方法により周知を行います

### 第14条（契約者による解約）

- 1) 契約者は、CSF 所定の方法により解約の申出を行うことにより、本サービス利用契約を解約できるものとします。
- 2) CSF は、前項の規定に基づく解約の申出を受領した日以降、当該申出にかかる本サービス利用契約が解約されたものとして取り扱います。
- 3) CSF 地域契約者が CSF 地域以外転居された場合、前2項と同様として取り扱います。

### 第15条（本サービス利用契約の解除）

- 1) 契約者に以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、CSF は、通知催告等何らかの手續を要することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。
  1. 本規約等の各条項の一に違反し、CSF から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、違反が是正されなかったとき。
  2. 差押え、仮差押え又は仮処分の申し立てを受けたとき。
  3. 公租公課の滞納処分を受けたとき、又は破産手續開始、民事再生手續開始、会社更生手續開始、特別清算開始その他これに準ずる申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。
  4. 合併によらず解散の決議をしたとき。
  5. 自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は自ら振出した小切手について不渡処分を受けたとき、又は支払停止に陥ったとき。
  6. 本料金その他の金銭債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき。
  7. 第21条（反社会的勢力）に基づく表明又は確約に反する事実が判明したとき。
  8. その他契約者の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと CSF が認めたとき。

### 第16条

本サービスをご解約の場合（第7条（利用中止）、第8条（利用停止）、第13条（本サービス等の変更及び提供終了）、第15条（本サービス利用契約の解除）を含む）、本サービス デバイスで利用できるすべての OTT サービスの機能がご利用できなくなります。この場合に掛かる手続きや費用等は契約者の責任の範囲になります。

## 第17条（禁止行為）

本サービスの利用にあたっては、契約者は自ら又は利用者として以下の行為を行い又は行わせてはならないものとします。

1. CSF 又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
2. 本サービスを違法な目的で利用する行為。
3. 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
4. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
5. ウイルスその他の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
6. CSF の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為。
7. 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
8. 本サービス又は CSF の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為。
9. 法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、CSF 若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は CSF 若しくは第三者に不利益を与える行為。
10. 本サービスを営業目的で利用する行為。（本サービスを第三者に再販売する行為を含みますが、これに限りません。）
11. 反社会的勢力に利益を供与する行為。
12. CSF の事前の承諾なくして本サービスデバイスを第三者に譲渡、担保提供、転貸する行為。
13. 本サービスの利用にあたり CSF に対して虚偽又は架空の情報を申告する行為。
14. 本サービスで視聴又は閲覧できる全ての動画・静止画のダウンロード、無断転載、コピー、再配布する行為。
15. その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。
16. 前各号を助長し、又は、直接若しくは間接に惹起し若しくは容易にする行為

## 第18条（権利の帰属）

本サービスに関する知的財産権は、全て CSF 若しくは当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約等に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する CSF 若しくは当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部又は一部の譲渡又は移転を意味するものではありません。

## 第19条（委託）

CSF は、本サービスの提供にかかる業務の一部を第三者に委託する場合があります。

## 第20条（契約者に関する情報の利用及び保護）

- 1) CSF は、契約者が利用申込に際して申告した内容その他の申込者が当社に提供した情報（契約者等に係る氏名及び名称、電話番号、住所及び居所並びに請求書の送付先等の情報等）、契約者のデバイス情報（センサーのペアリング状態・最終通信日時・最終電池アラート日時等の検知データ及び配送日、保証期間等）を取得し、以下各号に定める目的その他当社が公開するプライバシーポリシーに定める目的で利用します。
  1. CSF が契約者にとって有益と考える情報の通知、配信等を提供するため
  2. 本サービスの提供、運営、契約者等の管理、品質向上、利用状況の分析等のため
  3. 本規約に定める禁止行為へ対処するため
- 2) CSF は、前2項により取得又は加工した情報を、それぞれ前2項に定める目的に必要な範囲で業務委託先に開示することがあります。

## 第21条（反社会的勢力）

契約者は、自ら及び利用者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約するものとします。

## 第22条（保証及び免責）

- 1) CSF は、本サービスの情報の安全性、正確性、完全性、有用性、最新性、契約者等の特定の目的に合致すること、契約者等の有する課題及び問題の解決について、何ら保証を行わないものとします。
- 2) 契約者は、本サービスを自らの責任において利用し又は利用者に利用させるものとします。CSF は、本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、第23条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3) 契約者又は利用者が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他の契約者や第三者（利用者を含みますがこれに限りません。以下本条において同じです。）に対して損害を与えた場合、契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、CSF は一切の責任を負わないものとします。
- 4) 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、CSF に一切の迷惑をかけないものとします。

## 第23条（設置場所への立ち入り等）

CSF は、本製品の機能の維持、拡張、復旧等のため必要があると認めたときは、予め契約者等の承諾を得た上で、随時本製品の設置場所へ立ち入ることができるものとします。

## 第24条（損害賠償）



1) 契約者または利用者が本サービスの利用に際し、CSF の責に帰すべき事由により損害を被った場合、当社は本サービスの1ヶ月分の利用料を上限として、当該損害を補償します。ただし、CSF の故意または重大な過失による損害については、この上限は適用されません

2) 契約者又は利用者が本規約等に定める事項に違反したことにより CSF が損害を被った場合、契約者は、CSF に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第25条 (分離可能性)

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第26条 (譲渡禁止)

契約者は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

#### 第27条 (準拠法、管轄裁判所)

1) 本規約等は日本法に従って解釈・適用されるものとします。

2) 本規約等に起因し又は関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第28条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合、CSF および契約者は本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

(以下余白)

#### 附則

本規約は、2025年2月1日より適用します